新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

社会医療法人財団董仙会　恵寿総合病院

2026 年 7 月

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的

第 2 節 基本方針

第 3 節 業務計画の運用

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第 1 節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第 2 節 情報収集・共有体制

第 3 節 関係機関との連携

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第 1 節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

第 2 節 発生時の人員計画

第 3 節 感染対策の検討・実施

第 4 章 その他

第 1 節 教育・訓練

第 2 節 計画の見直し

第 1 章 総則

第 1 節（目的）

恵寿総合病院（以下「当院」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、指定公共機関として、他団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

本業務計画は、特措法 第 9 条の規定により、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づいて、当院における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

第 2 節（基本方針）

病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小するため、当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、県、県内市町村及び他の指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、病院が一丸となって、これを行うものとする。

第 3 節（業務計画の運用）

(1) 対象とする感染症と運用

本業務計画は、県（国）民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな呼吸器感染症の流行など、幅広い感染症の発生及びまん延を対象とし、状況に即しながら適切に運用する。また、事態の進展が想定と異なる場合にも対応できるよう、正確な情報に基づいて職員等の安全確保を図りながら、本業務計画を適切に運用する。

(2) 発生段階の定義

本業務計画における新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、令和 6 年 7 月 2 日に閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、以下の通りとする。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	初動期以後、政府対策本部が廃止されるまで

(3) 診療継続計画の作成・周知

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点より、当院は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を

推進するとともに、新型インフルエンザ等発生時にも適切な医療提供が継続できるよう、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」とする。）を作成する。診療継続計画は、新型インフルエンザ等に関する対策会議（以下「対策会議」）により作成される。対策会議の議長は病院長とし、構成員は感染防止対策委員会などとする。対策会議は、診療継続計画を効果的に推進するため、各発生段階（準備期、初動期、対応期）についての対応を、県行動計画に基づいて作成する。また、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実地体制

第 1 節（新型インフルエンザ等対策の実地体制）

(1) 平時の体制

対策会議では、新型インフルエンザ等発生時を想定して、診療継続計画に基づき体制の整備、優先診療と流行への備え、職員の健康管理と啓発等について、必要な措置を講ずる。

(2) 発生時における実施体制

国内外において新型インフルエンザ等の感染が確認され、石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部が設置された場合、病院長は新型インフルエンザ等に関する対策本部（以下「対策本部」）を設置し、診療継続計画に基づき、外来及び入院診療体制や職員の健康管理等の検討、各部門の対応について、必要な措置を講ずる。

(3) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等発生前は対策会議、初動期以降は対策本部とする。構成員の欠勤を想定して、各構成員は代理者を選任する。

(4) 意思決定体制

新型インフルエンザ等発生における診療体制及びその縮小等については対策本部で検討し、議長である院長が決定する。議長である院長が不在時は、副院長がその代理を務める。

第 2 節（情報収集・共有体制）

(1) 情報収集・共有体制

病院長、事務部、感染制御課は、国、石川県、県内市町村及び他の指定（地方）公共機関等からの情報収集と相互の連絡に努める。収集した情報は、速やかに院内メール等で通知し共有する。また、何らかの対策行動が必要な場合には、対策会議または対策本部を通じ、各部門の責任者が職員に周知する。

(2) 職員等の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法

各部署の責任者は、新型インフルエンザ等発生又は疑い職員の情報を感染制御課に届出する。職員欠勤者の多い部署の応援体制及び業務縮小等については診療継続計画に基づき、対策本部で必要な措置を講ずる。

(3) 職員等への情報提供方法等の検討

新型インフルエンザ等の情報は、感染防止対策委員会等で報告する。緊急情報などは、院内メール等で一斉配信する。

第 3 節（関係機関との連携）

(1) 地域の連絡会議に参加

石川県の医療体制に関する対策会議に参加し、当院の指定地方公共機関としての役割を担う。

(2) 連携機関リスト（行政機関）

機関名	電話番号	備考
石川県健康推進課（感染対策室）	076-225-1997	
能登中部保健福祉センター健康推進課	0767-53-2482	

(3) 発生時における連携方法の検討

発生時においては行政機関などと電話及びメール等の情報システムを活用し連携する。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第 1 節 （新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法）

(1) 特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

新型インフルエンザ等発生に備え、日常的に衛生材料、医薬品、医療機器等の供給制限など不測の事態について協議を行う。

(2) 発生時の人員計画の立案

対応期において、患者数の大幅増加及び勤務可能な職員数の減少により、診療制限をする必要性が生じた場合は、診療継続計画に基づき、段階的に外来・手術等の診療制限を開始する。さらに職員の健康管理等の検討、各部門の対応について必要な措置を講ずる。

(3) 業務実施に必要となる設備

ゾーニングに必要なパーテーション及び病室の換気に必要なクリーンパーテーションや空気清浄機などの保守点検・在庫管理を行う。

(4) ワクチン接種の検討・実施

院長は、ワクチン接種の登録に関して、行政機関から示される申請手続きに基づき、登録事業者として登録を行う。ワクチン接種を行う際には、最新の知見に基づきこれを職員へ周知するとともに、適切にワクチン接種を実施する。

第 2 節 （発生時の人員計画）

病院長は、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

第 3 節 （感染対策の検討・実施）

新型インフルエンザ等発生時の対応が実践できるように、既存の感染対策マニュアルに新型インフルエンザ等の隔離予防策の概要を示し、必要時改訂する。また、平時より職員は、手指衛生などの標準予防策を基本とした感染対策をマニュアルに沿い実施する。

第 4 章 その他

第 1 節 （教育・訓練）

病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。更に、地域の医療機関や能登中部保健福祉センターなどと連携して訓練を実施する。

第 2 節 （計画の見直し）

平時より、診療継続計画に基づく訓練等を実施し、その結果をふまえて、具体的な計画となるよう随時点検・改善を行い、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

附則

1. この業務計画は 2026 年 7 月 1 日より施行する。